

令和5年

第11回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

令和5年 第11回教育委員会（定例会）会議録

期日：令和5年8月21日（月）

開会：午後2時00分

閉会：午後3時20分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 令和5年第9回（7月定例会）及び第10回（8月臨時会）会議録の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第63号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第6 [議案第64号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第7 [議案第65号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第8 [議案第66号] 就学する学校変更承認について

日程第9 [議案第67号] 就学する学校変更承認について

日程第10 [議案第68号] 上天草市教育支援員会への諮問について

日程第11 [議案第69号] 令和5年度就学援助の認定について

日程第12 [議案第70号] 上天草市文化財資料評価委員会設置要綱の制定について

日程第13 [議案第71号] 上天草市歴史資料館条例施行規則の制定について

日程第14 [議案第72号] 上天草市本と歴史交流館条例施行規則の制定について

日程第15 [議案第73号] 上天草市立図書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の制定について

日程第16 諸報告

2 出席委員

山下勝一（委員）、藤田 慶（委員）、木村美矢子（委員）、千原めぶき（委員）
岩崎宏保（教育長）

3 欠席委員

なし

4 議場に出席した者

赤瀬耕作（教育部長）、谷上健作（教育審議員）、宮崎真司（学務課長）、川本宜史（学務課長補佐）、小浦嘉彦（社会教育課長）、瀬脇和弘（社会教育課長補佐）、渡辺龍也（学務係長）、桑原愛加（学務課主事）

5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の要旨、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項
以下のとおり

開会 午後2時00分

○教育長（岩崎宏保君） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和5年第11回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してありと
おりです。

日程第1 会議録署名委員の指名について

- 教育長（岩崎宏保君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に、山下委員及び川本学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 令和5年第9回（7月定例会）及び第10回（8月臨時会）会議録の承認について

- 教育長（岩崎宏保君） 次に、日程第2「令和5年第9回（7月定例会）及び第10回（8月臨時会）会議録の承認について」を議題といたします。皆様には、会議の案内と一緒に配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。
- 学務課長補佐（川本宜史君） 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしく願いいたします。
- 教育長（岩崎宏保君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第9回（7月定例会）及び第10回（8月臨時会）の教育委員会会議録については、承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

- 教育長（岩崎宏保君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長諸般の報告

- 教育長（岩崎宏保君） 次に日程第3。「教育長諸般の報告」を2点行います。7月21日市内水泳記録会のため登立小学校を訪問いたしました。眩しい夏空のもと、大矢野町の各小学校の6年生徒が集いました。整理の行き届いた会場では、役割分担に従いテキパキと動かれる先生の姿、クロールや平泳ぎで自分の泳力を確かめる子どもたちの姿、盛んに応援を送る待機児童の姿に頼もしさを覚えました。児童向けのあいさつでは、今日は速く泳ぐことに気が向きがちであるが、続けて長く泳げるようになってほしいと伝えました。これは、学習指導要領に示されている内容でございます。泳ぐことは、児童の夏の体力増進にもってこいの機会ですが、夏休みのプール開放は、もうほとんどなくなったのでとても残念に思っております。2つ目に、8月3日九州地区市町村教育委員会研修大会が佐賀市で行われました。藤田委員、宮崎課長、川本課長補佐、私の4人で参加しました。研修のメインは、運動部活動の地域移行について、文部科学省のスポーツ庁地域スポーツ課から行政説明がありました。ここでは、部活動の意義や部活動の課題等を踏まえ、学校における部活動改革の必要性が述べられました。国のガイドラインでは、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間として、地域連携、地域移行に取り組みつつ地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。しかしながら、本市の実情を鑑みると、人、指導者、物、施設等、金、任用費用等、時間等については、まだいくつものハードルを越えなければならない状況があると思っております。8月25日に、第1回部活動あり方検討委員会を開催する予定です。多方面からのご意見等を踏まえつつ、子どもたちにとって有意義な部活動の実施がなされるよう検討を進めていくこととしております。委員の皆様からも、ご意見、ご助言を賜りますようお願いいたします。以上で教育長の諸般の報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

- 教育長（岩崎宏保君） 次に、日程第4「非公開とする審議事項について」意見を伺います。日程第5「議案第63号」、日程第6「議案第64号」、日程第7「議案第65号」、日程第8「議案第66号」、日程第9「議案第67号」、日程第10「議案第68号」、日程第11「議案第6

9号」及び日程第16、諸報告の第2「不登校児童・生徒の状況について」、第3「いじめの状況について」、第4「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） 異議なしと認め、「議案第63号」、「議案第64号」、「議案第65号」、「議案第66号」、「議案第67号」、「議案第68号」、「議案第69号」及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第63号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○教育長（岩崎宏保君） それでは、日程第5。議案第63号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第63号から議案第69号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

日程第12 議案第70号 上天草市文化財資料評価委員会設置要綱の制定について

○教育長（岩崎宏保君） それでは、日程第12。議案第70号「上天草市文化財資料評価委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案書9ページをご覧ください。議案第70号「上天草市文化財資料評価委員会設置要綱の制定について」ご説明いたします。上天草市文化財資料評価委員会設置要綱の制定について。上天草市文化財資料評価委員会設置要綱を次のように制定するものでございます。内容につきましては、事前に資料を送付させていただいておりますので、概要を説明させていただきます。11ページをお願いします。概要の説明に入る前に1点修正をお願いします。「3内容の（6）会長および副会長の設置、選任および役務について」の「および役務」を削除し、設置の次に「及び」を加え「設置及び選任」に修正をお願いします。それでは説明します。要綱の名称が「上天草市文化財資料評価委員会設置要綱」で、制定の必要性につきましては、上天草市教育委員会が収集する文化財資料について、当該資料の価値や収集の適否及び購入に関する事など、学識経験者による評価を行う必要があることから、評価に関する必要な事項を定めるため、要綱を制定する必要があります。内容につきましては、第1条に委員会の設置、第2条に委員会の所掌事務、第3条に委員会の組織、第4条に委員の委嘱、第5条に委員の任期、第6条に会長および副会長の設置及び選任、第7条に会議の招集及び委員以外の者の出席、第8条に委員の報酬及び費用弁償、第9条に庶務、第10条にその他運営に必要な事項について、それぞれ規定しています。施行期日につきましては、令和5年8月22日から施行することとしています。10ページをお願いします。提案理由といたしましては、上天草市教育委員会が収集する文化財資料について、学識経験者による評価を行うために文化財資料評価委員会を設置することから、必要な事項を定めるため、要綱を制定する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○教育長（岩崎宏保君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） それでは、お諮り致します。議案第70号は、ただ今ご審議いただき

ましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長（岩崎宏保君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第13 議案第71号 上天草市歴史資料館条例施行規則の制定について

○**教育長（岩崎宏保君）** それでは、日程第13。議案第71号「上天草市歴史資料館条例施行規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○**社会教育課長（小浦嘉彦君）** 議案書12ページをご覧ください。議案第71号「上天草市歴史資料館条例施行規則の制定について」ご説明いたします。上天草市歴史資料館条例施行規則の制定について。上天草市歴史資料館条例施行規則を次のように制定するものでございます。こちらにも、同じく概要を説明させていただきます。18ページをお願いします。こちらにつきましても、1点修正をお願いします。「3内容の（6）運営協議会の会長および副会長の設置、選任および役務について」の「および役務」を削除し、設置の次に「及び」を加え「設置及び選任」に修正をお願いします。それでは説明します。規則の名称が「上天草市歴史資料館条例施行規則」で、制定の必要性につきましては、令和5年第3回上天草市議会6月定例会において議決された「上天草市歴史資料館条例」の制定に伴い、上天草市歴史資料館の運営に関し必要な事項を定めるため、関係規程を制定する必要があります。内容につきましては、第1条に趣旨について、第2条に資料館資料の撮影等の許可申請、第3条に撮影等の許可、第4条に撮影等の許可の変更、第5条に撮影等の許可の取り消し、第6条に運営協議会の会長及び副会長の設置及び選任、第7条に会議の招集及び委員以外の者の出席、第8条に庶務、第9条にその他必要な事項について規定しています。施行期日につきましては、令和5年10月1日から施行することとしています。17ページをお願いします。提案理由といたしましては、上天草市歴史資料館条例の制定に伴い、上天草市歴史資料館の運営に関し必要な事項を定めるため、関係規程を制定する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○**教育長（岩崎宏保君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○**教育長（岩崎宏保君）** それでは、お諮り致します。議案第71号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長（岩崎宏保君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第14 議案第72号 上天草市本と歴史の交流館条例施行規則の制定について

○**教育長（岩崎宏保君）** それでは、日程第14。議案第72号「上天草市本と歴史の交流館条例施行規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○**社会教育課長（小浦嘉彦君）** 議案書19ページをご覧ください。議案第72号「上天草市本と歴史の交流館条例施行規則の制定について」ご説明いたします。上天草市本と歴史の交流館条例施行規則の制定について。上天草市本と歴史の交流館条例施行規則を次のように制定するものでございます。こちらにつきましても、同様に概要を説明させていただきます。31ペー

ジをお願いします。規則の名称が「上天草市本と歴史の交流館条例施行規則」で、制定の必要性につきましては、令和5年第3回上天草市議会6月定例会において議決された「上天草市本と歴史の交流館条例」の制定に伴い、上天草市本と歴史の交流館の運営に関し必要な事項を定めるため、規則を制定する必要があります。内容につきましては、第1条に趣旨について、第2条に施設使用の手続き、第3条に施設使用の許可、第4条に許可の変更、第5条に許可の取消、第6条に施設使用料の減免、第7条に施設使用料の還付、第8条に施設の造作等の許可、第9条に補足について規定しています。施行期日につきましては、令和5年10月1日から施行することとしています。17ページをお願いします。提案理由といたしましては、上天草市本と歴史の交流館条例の制定に伴い、上天草市本と歴史の交流館の運営に関し必要な事項を定めるため、関係規程を制定する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○教育長（岩崎宏保君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） それでは、お諮り致します。議案第72号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（岩崎宏保君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第15 議案第73号 上天草市立図書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の制定について

○教育長（岩崎宏保君） それでは、日程第15。議案第73号「上天草市立図書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案書32ページをご覧ください。議案第73号「上天草市立図書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の制定について」ご説明いたします。上天草市立図書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の制定について。上天草市立図書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程を次のように制定するものでございます。こちらにつきましても、同様に概要を説明させていただきます。34ページをお願いします。規則の名称が「上天草市立図書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程」で、制定の必要性につきましては、上天草市本と歴史の交流館の開館に伴い、上天草市立図書館に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに休憩時間に関し必要な事項を定める規程を制定する必要があります。内容につきましては、第1条に上天草市立図書館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程について、第2条に週休日及び勤務時間の割振りについて、第3条に休憩時間について規定しています。施行期日につきましては、令和5年10月1日から施行することとしています。33ページをお願いします。提案理由といたしましては、上天草市本と歴史の交流館の開館に伴い、上天草市立図書館に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに休憩時間に関し必要な事項を定める規程を制定する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○教育長（岩崎宏保君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、

何か質疑はございませんか。

- 教育委員（山下勝一君）この規程の対象となる職員は、会計年度任用職員ですか。それとも正職員ですか。
- 教育部長（赤瀬耕作君）この職員は正規職員です。職員の勤務時間については、8時30分から17時15分と決まっている為、今回の規程により勤務時間を定めることとしています。
- 教育委員（山下勝一君）開館前の準備等に日数が必要になると思いますが、施行日は10月1日で大丈夫ですか。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君）本と歴史の交流館の供用開始に伴い必要となる規程であるため、本と歴史の交流館条例の施行日と同じ10月1日からとなります。
- 教育委員（山下勝一君）市役所の職員については、祝日、年末年始の休暇が関係してくると思いますが、図書館はどうなりますか。
- 教育部長（赤瀬耕作君）休暇については、市の規程で定められています。当該施設は、正規職員が3人しかいないため、今回の規程により勤務時間を2つに分けて対応することとし、祝日等の出勤については、振替休日に対応することとしています。
- 教育委員（千原めぶき君）勤務する職員は、何人でしょうか。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君）正規職員3名、会計年度任用職員5名です。
- 教育長（岩崎宏保君）他に質疑はございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（岩崎宏保君）それでは、お諮り致します。議案第73号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（岩崎宏保君）ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第16 諸報告

- 教育長（岩崎宏保君）次に、日程第8。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1「9月の行事予定について」の説明をお願いします。
- 教育審議員（谷上健作君）9月の行事予定について、学務課、社会教育課について説明させていただきます。1日市内小中学校の2学期始業式です。2日児童童話発表会。5日書道教室がアロマで開催されます。11日市内校長会議。12日湯島小・中学校経営訪問です。14日いきいき成人大学。16及び17日熊本県民体育祭が菊池・山鹿で行われます。20日定例の教育委員会。22日龍ヶ岳中学校、27日大矢野中学校の学校総合訪問が実施されますので、教育委員の皆様のご出席をお願いいたします。28日体力・運動能力調査がアロマで実施されます。以上です。
- 教育長（岩崎宏保君）以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから何か質疑はございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（岩崎宏保君）次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

- 教育長（岩崎宏保君）次に、報告第5「後援名義使用承認の報告について」説明をお願いします。

- 学務課長（宮崎真司君） 「名義後援等の承認について」報告いたします。学務課では、1件ございます。議案書37ページをご覧ください。行事名が「第63回 熊本県道德教育研究大会 天草大会」で、開催趣旨については記載のとおりです。10月31日（火）午後1時から天草市立有明小・中学校で開催されます。主催は、「熊本県道德教育研究会、熊本県小学校及び中学校道德教育研究会道德部会」で、県内の小中学校教職員が参加予定です。学務課分は以上です。
- 社会教育課長（小浦嘉彦君） 資料38ページをご覧ください。社会教育課から2件報告いたします。1件目は、行事名が「第68回熊本母親大会」で開催趣旨につきましては、記載のとおりでございます。9月18日（月）にくまもと森都心プラザホールで開催される予定です。主催者は、「熊本母親大会実行委員会」で、約500人の参加が見込まれています。2件目は、行事名が「第20回ふれあい広場」で、開催趣旨につきましては、記載のとおりでございます。8月27日（日）午前9時30分から、大矢野老人福祉センターで開催される予定です。主催者は上天草市社会福祉協議会で、ボランティアを含め約150人の参加が見込まれております。なお、本行事につきましては、職員の協力依頼もありますので、社会教育課の職員3名が参加する予定です。報告は以上です。
- 教育長（岩崎宏保君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（岩崎宏保君） これで、予定された議案は終わりました。そのほか、事務局からの追加報告等はありませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（岩崎宏保君） それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって、令和5年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後3時20分